

I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、企業会計基準第 16 号「持分法に関する会計基準」（以下「本会計基準」という。）及び実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。また、本会計基準と本実務対応報告を合わせて、以下「本会計基準等」という。）を平成 20 年 3 月 10 日に公表した。

ここでは、本会計基準等の概要を紹介するが、文中意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りする。

II. 本会計基準等の目的、経緯及び従来からの取扱いからの変更点

(1) 本会計基準の目的と持分法に関する従来からの取扱い

本会計基準は、持分法に関する会計処理及び開示を定めることを目的としている（本会計基準第 1 項）。

従来、持分法に関する会計処理等については、企業会計審議会が公表した「連結財務諸表原則」（以下「連結原則」という。）において、連結子会社の会計処理等と併せる形で定められてきた。連結原則では、親会社及び子会社の会計処理について、原則として統一するとされているものの、投資会社及び持分法を適用する関連会社（以下「持分法適用関連会社」という。）については、統一すべきか否かが明示されていないため、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 9 号「持分法会計に関する実務指針」（以下「持分法実務指針」という。）では、「連結原則は会計処理基準の統一を要求していない」（持分法実務指針第 36 項）ことを前提とし、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社及び持分法を適用する関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することが望ましい」（持分法実務指針第 5 項）とされてきた¹。また、持分法の適用対象となる非連結子会社についても、必ずしも統一することを要しないと考えられてきた（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 56 号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」² なお書き参照）。

(2) 本会計基準及び本実務対応報告の公表と従来からの取扱いの主な変更点

しかしながら、ASBJ では、会計基準の国際的なコンバージェンスを進めるにあたり^{2 3}、

¹ これは、関連会社に持分法を適用する際には、企業集団の姿を適切に表現するため、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社及び当該関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、連結子会社の場合と同様に、原則として統一すべきであるが、他に支配株主又は合弁相手が存在するため、関連会社に投資会社の会計方針を採用させることが困難な場合もあること、また、持分法適用時に修正を行うことは実務上、煩瑣であること等に配慮を行ったためであると考えられている（持分法実務指針第 36 項参照）。

² 国際会計基準（IAS）第 27 号「関連会社に対する投資」では、関連会社の会計処理について、投資会社

持分法の適用対象となる非連結子会社や持分法適用関連会社の会計処理の原則及び手続について、従来の取扱いの見直しに関する審議を行った。その結果、連結子会社と同様にこれを原則として投資会社と統一することとし、これに伴って国際的な会計基準と同様に⁴、持分法に関する会計処理等に係る取扱いを連結原則とは別の会計基準として整備することとした公開草案を平成 19 年 11 月に公表し、広く意見を求めた。当委員会では、寄せられた意見を参考にしてさらに審議を行い、本会計基準を公表することとした。

このように、本会計基準は連結原則に定められていた持分法に係る取扱いだけを原則としてそのまま踏襲する形で抜き出し、上記の会計処理の統一に関する取扱いを追加した形となっている。したがって、本会計基準はこの追加した部分を除いて基本的に従来の取扱いを変更していない。なお、この結果として持分法に関する会計処理等は連結原則と本会計基準の両者に定められることとなるが、持分法に関しては本会計基準が優先して適用されることに留意が必要である⁵（本会計基準第 1 項なお書き）。

また、本会計基準において従来の取扱いを改め、会計処理を原則として統一すること（原則的な取扱い）への対応として、この場合の実務負担や連結子会社が統一を行う場合に認められている当面の取扱いとの関係を踏まえた上で、当面必要と考えられる実務上の取扱い（当面の取扱い）を、本実務対応報告に定めることとした。このほか、本実務対応報告では、本会計基準の適用に伴う会計方針の変更（後掲「Ⅶ. 適用時期等」参照）に際し、その適用初年度において持分法の適用上必要とされる会計処理についても示すこととしている。

このように、本会計基準等によって生じる従来の取扱いからの主な変更点は、会計処理の統一に関する取扱い（適用初年度の取扱いを含む。）だけといえる。このため、以下では会計処理の統一に関する取扱いに焦点を当てることとする。なお、その他の変更点については、後掲「Ⅵ. その他の内容」をご参照いただきたい。

Ⅲ. 本会計基準等の適用範囲

本会計基準等は、連結財務諸表を作成する場合に適用する（本会計基準第 3 項）。

ただし、連結財務諸表を作成していないが、個別財務諸表において持分法を適用して算

と統一することが求められている。また、米国の会計基準では関連会社について会計処理の統一を求める明文の定めは存在しないものの、実務においては重要な不統一項目について、投資会社の会計処理に統一することが広く行われている。

³ この論点は、2005 年 7 月に公表された欧州証券規制当局委員会（CESR）の同等性評価に関する技術的助言において、開示 B（国際財務報告基準に従って会計処理した場合の定量的影響の表示）が求められる項目となっている。

⁴ 国際的な会計基準では、持分法に関する会計基準が連結子会社の定めとは別の基準として整備されている（国際財務報告基準では IAS 第 27 号「関連会社に対する投資」、米国の会計基準では会計原則審議会意見書（APB）第 18 号「持分法による普通株式投資の会計」等）。

⁵ ASBJ より 2007 年 12 月に公表された「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」では、連結原則など企業結合に関連する会計基準等の見直しに向けた検討を続けていく予定とされており、連結原則における持分法に関する会計処理等の定めについても、これらと併せて整理がされることが考えられる。

定された財務情報に係る注記を行う場合には、本会計基準によることとされている（本会計基準第3項なお書き）。したがって、例えば、連結財務諸表を作成していない会社における、関連会社への投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額の注記（財務諸表等規則第8条の9参照）を行う場合には、当該注記の金額について本会計基準等の定めが適用されることに留意が必要である（本会計基準第22項）。

なお、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」で求められる関連当事者の存在に関する開示のうち、重要な関連会社の要約財務情報（同基準第11項(2)参照）については、持分法投資損益の算定に用いた財務情報をもとに、主な貸借対照表項目及び損益計算書項目を開示することとされている（企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」第11項参照）ことから、これを注記する場合（財務諸表等規則第8条の10の2等参照）には、原則として本会計基準等に従った場合の財務情報をもとに開示が行われることになると考えられる。

IV. 投資会社と持分法を適用する被投資会社の会計処理の統一

(1) 原則的な取扱い（本会計基準第9項、本実務対応報告「持分法適用関連会社の会計処理の統一」）

同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一する。

前掲Ⅱ(2)のとおり、本会計基準は新たに、投資会社と持分法を適用する被投資会社（非連結子会社、関連会社）の会計処理の統一を求めることとしている。本会計基準に設けられたこの取扱いは、連結子会社の取扱い（連結原則第三 三）と同様に統一を求めるものである。

なお、ここで「投資会社（その子会社を含む。）」とされているのは、親子会社間での会計処理の統一に際して、必ずしも親会社で採用されている会計処理ではなく、連結子会社で採用されているものに統一する場合があることを考慮したためである。「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」第二部 二 4(2)では、親会社及び子会社の会計処理の統一にあたって、より合理的な会計処理の原則及び手続を選択すべきであり、親会社の会計処理を子会社の会計処理に合わせる場合も考えられるとされており、具体的な例としては親会社が純粋持株会社で、事業会社である連結子会社の採用する会計処理に合わせるような場合が考えられる。このような場合には、被投資会社の会計処理についても、当該連結子会社に合わせることとなる（本会計基準第25項）。

(2) 当面の取扱い（本実務対応報告「持分法適用関連会社の会計処理の統一」）

(1)に示した本会計基準の定めによって、投資会社と持分法を適用する被投資会社の会計処理は原則として統一しなければならないこととされたが、この原則的な取扱いに対する当面の取扱いを次のように本実務対応報告において定めている（なお、当面の取扱いでは持分法適用関連会社についてのみ定めているが、持分法を適用する非連結子会社の取扱いについては、後掲(4)を参照）。

① 連結子会社に準じた当面の取扱い

- (a) 投資会社及び持分法適用関連会社が採用する会計処理の原則及び手続の統一にあたっては、原則的な取扱いによるほか、当面の間、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 56 号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」（以下「監査・保証実務委員会報告第 56 号」という。）に定める会計処理の統一に関する取扱いに準じて行うことができるものとする。
- (b) 在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）に準じて行うことができるものとする。

これらは、実務上の負担に配慮をすることなどを踏まえて、親子会社間の会計処理の統一にあたって認められている当面の取扱いを、投資会社及び持分法適用関連会社間の統一についても準用することを認めたものである（本実務対応報告「本実務対応報告の考え方」(1)）。

監査・保証実務委員会報告第 56 号は親子会社間の会計処理の統一にあたって、必ずしも統一を必要としない会計処理の取扱いなどを定めるものであり、実務対応報告第 18 号は在外子会社の財務諸表が国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）又は米国会計基準に準拠して作成されているときには、それらを連結決算手続上利用できることなどを定めるものである。これらの詳細については、各取扱いをご参照いただきたい。

② 統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められる場合の取扱い

統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるときには、監査・保証実務委員会報告第 56 号に定める、「統一しないことに合理的な理由がある場合」にあたるものとする。

本実務対応報告では、当面の取扱いの中になお書きとして上記の定めを置いている。前掲の①は、連結子会社で認められる当面の取扱いを持分法適用関連会社にも同様に認めたものであるが、この②は関連会社に固有の取扱いを定めたものである。すなわち、関連会社には子会社とは異なる固有の事情が存在し、会計処理の統一を行うことが子会社よりも困難と考えられたことから、別途の取扱いが置かれたものである。

関連会社を子会社と比較すると、投資会社の他に支配株主又は合弁相手が存在する場合や上場会社の株式を追加取得することで関連会社とした場合など、当該関連会社

の個別財務諸表上で会計処理を投資会社と統一することは困難なときが多いと考えられる。このように個別財務諸表上で会計処理が統一されていないときには、持分法の適用に際して（連結決算手続上）、前掲(1)の原則的な取扱い又は(2)①の連結子会社に準じた当面の取扱いとするための修正を行う必要があるが、支配力が及ぶ子会社とは異なり、関連会社の場合には、修正のために必要となる詳細な情報の入手が極めて困難なときがあり得る。

親子会社間の会計処理の統一の取扱いを定める監査・保証実務委員会報告第 56 号では、「原則として統一しなければならない」とは、統一しないことに合理的な理由がある場合又は重要性がない場合を除いて、統一しなければならないことを意味するとしている。本実務対応報告では、この取扱いに照らして、上記のように統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるときには、監査・保証実務委員会報告第 56 号に定める「統一しないことに合理的な理由がある場合」にあたることとした⁶。

この取扱いに関する審議の過程では、具体的にどのような場合が統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるときにあたるかという点が論点となった。この点については、「自己と同等以上の重要な影響力を有する株主や他の支配株主が存在する場合」は一律にあたるとしてよい、と形式的にとらえる意見が出されたが、これに対して、そうした場合でも合弁契約があるときには統一のために必要な情報の入手が容易なことがある点や、反対にこの場合以外でも当該情報の入手が困難なこともあり得ることから、形式的に示すことは難しいのではないかという意見が出された。

審議の結果、要件を具体的に定めることはせず、「本実務対応報告の考え方」に典型的と考えられるケースとして、「例えば、在外関連会社の場合で、投資会社の他に支配株主が存在するようなときや、上場会社の株式を追加取得することで関連会社としたときなど」と一例を示すにとどめることとした（本実務対応報告「本実務対応報告の考え方」(2)）。これは例示にすぎず要件ではないため、統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められる場合にあたるかどうかについては、個別の事情の合理性を実質的に判断する必要があることに留意が必要である（本実務対応報告 脚注 2）。

なお、典型的なケースの例示として在外関連会社を挙げた理由としては、文案の検討を行った実務対応専門委員会での議論の中で、国内関連会社に対して監査・保証実務委員会報告第 56 号に準じる方法を適用した場合、重要性の原則も考慮すれば、統一すべき会計処理が限定的となる結果、統一のために必要な情報の入手が極めて困難と

⁶ 審議の過程では、このように統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められる場合には、重要な影響を与えることができるとはいえず、そもそも関連会社にはあたらないのではないかとする意見もあったが、米国の解釈指針書等も参考に検討をした結果、統一のために必要な情報の入手ができないからといって、重要な影響力がないとまではいえないと考えられた。

認められる状況が生じることはほとんどないのではないかとする意見が多かったためである。一方で、在外関連会社については、実務対応報告第 18 号に準じる方法を適用した場合、実務対応報告第 18 号に定める 6 項目の修正を含めて、必要となる修正項目が多くなる結果、この修正のために必要な情報の入手が極めて困難になることがあり得るのではないかという意見があった。ただし、国内関連会社の場合であっても、統一のために必要な情報の入手が極めて困難な状況が生じることを否定するものではないとされている（本実務対応報告 脚注 1）。

(3) 会計処理の統一にあたっての重要性の考え方

持分法適用関連会社の会計処理の統一にあたっては、重要性の原則が適用される（重要性の原則については本会計基準第 26 項に定めが示されており、持分法の会計処理等に適用される。）。本実務対応報告では、こうした場合の重要性の考え方について記載を行っているが（本実務対応報告「本実務対応報告の考え方」(3)、また、実務対応報告第 18 号に準じる方法における考え方については脚注 3）、これらは留意的な内容のものであり、一般的な重要性の考え方と特に異なるものを示したものではない。

(4) 持分法の適用対象となる非連結子会社の取扱い

Ⅱ(1)で述べたように、従来は持分法の適用対象となる非連結子会社については、一般に重要性が乏しいと考えられたため、必ずしも会計処理を親会社と統一することを要しないと考えられてきた。しかしながら、非連結子会社が連結の範囲に係る重要性の判断基準において重要性が乏しいとしても、そのことをもって必ずしも会計処理の統一にあたっての重要性が乏しいとはいえないと考えられたため、本会計基準ではこれを改め、原則として統一することとしている（前掲Ⅳ(1)参照）。したがって、持分法を適用する非連結子会社については従来のように一律に統一を要しないと判断するのではなく、前掲(3)の会計処理の統一にあたっての重要性に照らしながら、統一を要しないかどうかを判断することとなる⁷。

また、本実務対応報告は、主に持分法適用関連会社の取扱いを定める形となっているが、持分法の適用対象となる非連結子会社についても持分法適用関連会社と同様に扱うことが適当と考えられたため、この点を本実務対応報告に明示した。ただし、前掲(2)②で示した、統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められる場合の取扱いは、関連会社に固有の事情を考慮して定められたものであり、これを非連結子会社に適用することは適当ではないことに留意が必要である（本実務対応報告「本実務対応報告の考え方」(4)）。

⁷ 持分法実務指針及び監査・保証実務委員会報告第 56 号のうち、ここでの非連結子会社に関する従来の取扱いに代表されるような、本実務対応報告と整合しない部分については、改正を検討することが適当である、とされている（本実務対応報告「適用時期等」(4)）。

V. 適用初年度の取扱い

(1) 適用初年度における影響額の処理

本会計基準等の適用の結果、適用初年度の期首において持分法適用関連会社の純資産に変動額が生じるときには、持分法の適用にあたり、当該変動額のうち投資会社の持分又は負担に見合う額については、次のように処理することとしている（本実務対応報告「適用時期等」(2)）。

- ① 当該変動額が利益剰余金に係るものである場合には、投資会社の適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。
- ② 当該変動額が評価・換算差額等に係るものである場合には、当該評価・換算差額等の該当する科目に加減する。

この際、持分法適用関連会社株式の取得時の利益剰余金や評価・換算差額等に変動が生じる場合でも、持分法適用関連会社株式の取得時に算定されたのれんの金額については修正を行わないことができる。⁸

例えば、前掲IV(2)「当面の取扱い」①(b)で示した実務対応報告第18号に準じる取扱いに従うために、在外関連会社が新たにIFRSを採用した場合（連結決算手続上利用するために内部的に作成されたものにおいて採用する場合を含む。）には、当該関連会社の期首の利益剰余金が修正されることがあり、また、前掲IV(1)「原則的な取扱い」に従い、投資会社の会計処理と統一するために国内関連会社がその個別財務諸表上で会計処理を変更する場合には、その変更の影響額が当該関連会社の特別損益として計上されることがある。こうした期首の利益剰余金や特別損益はいずれも利益剰余金に係るものであるため、上記の①に従い、持分法の適用にあたっては、これらの持分相当額を投資会社の適用初年度の期首の利益剰余金に加減することとなる。こうした取扱いとした主な理由は、実務対応報告第18号の取扱いとの整合性を重視したこと等によるものである。

(2) 実務対応報告第18号に準じた処理を行う場合の取扱い

前掲IV(2)の「当面の取扱い」(b)で示した、実務対応報告第18号に準じた処理を行う場合で、修正のために必要となる過年度の情報を入手することが極めて困難と認められるときには、次のように処理することができるものとしている（本実務対応報告「適用時期等」(3)）。

- ① 持分法適用関連会社におけるのれん並びに時価評価されている投資不動産及び再評価されている固定資産については、適用初年度の期首において、当該期首時点での貸借対照表計上額に基づいて新たに計上されたものとして取り扱う。この場合、再評価されている固定資産に係る再評価剰余金については、当該再評価されている固定資産の耐用年数の残存期間にわたり、利益に振り替える。

⁸ 実務対応報告第18号に定められた取扱いと同様のものである。

- ② 持分法適用関連会社において、退職給付会計における数理計算上の差異を純資産の部（利益剰余金）に直接計上⁹しているときには、過年度に純資産の部（利益剰余金）に直接計上された数理計算上の差異については、全額が過年度において損益として修正されているものとして取り扱う。

実務対応報告第 18 号に準じた処理を行う場合、のれんの償却や研究開発費の支出時の費用処理等の 6 項目について修正を行う必要があるが、このうち、のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価の 3 項目については、当初の計上額及び計上時期等の過年度の情報が入手できない場合、適用初年度で修正を行うことができない。IV(2)②で述べた理由と同様に、関連会社は子会社とは異なり、修正のために必要な過去の情報の入手が極めて困難な場合もあり得ると考えられたため、上記の取扱いを置くこととした。なお、IV(2)②における入手が極めて困難な情報とは、決算の都度必要になるその時点の情報であるのに対し、ここでのものは、適用初年度に必要となる過去の情報であるという相違点がある。

上記①及び②の処理に関しては、詳細な設例を本実務対応報告の中に設けているため、必要に応じてそちらをご参照いただきたい。

VI. その他の内容

持分法に関する会計処理等について、本会計基準は原則として連結原則の定めを踏襲しているが、記載の順序や一部の用語については見直し（例：「連結調整勘定相当額」を「のれん又は負ののれん」とする。）等を行っている（これらについては、本会計基準等と併せて公表された、「【参考】『持分法に関する会計基準』と連結財務諸表原則等の比較」を参照されたい。）。また、本会計基準の公表によって修正が必要となる、ASBJ が公表した他の会計基準等についての修正内容についても、本会計基準の中で示している（本会計基準第 29 項）。

⁹ 「直接計上」とは、損益を通じずに利益剰余金に直接計上するものを指す。なお、平成 19 年 9 月に公表された IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（2007 年改訂）を適用した場合で、この処理方法を採用したときには、数理計算上の差異は包括利益計算書のその他の包括利益に計上された上で、財政状態計算書（従来の貸借対照表に相当する計算書）の利益剰余金に直接計上されることとなる。

また、米国財務会計基準第 158 号「給付建年金及び他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理」では、数理計算上の差異の発生額を包括利益計算書のその他の包括利益に計上した上で、貸借対照表のその他の包括利益累計額として計上し、その後これを回廊アプローチを用いて損益計算書に損益として認識した上で、貸借対照表の利益剰余金に計上する（いわゆるリサイクリング）が、これは実務対応報告第 18 号において修正対象として取り上げている会計処理とは異なるものである。

VII. 適用時期等

本会計基準等は、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。ただし、平成 22 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度及び事業年度から適用することができる（本会計基準第 18 項、本実務対応報告「適用時期等」(1)）。

なお、本会計基準は連結原則に定められていた持分法に関する会計処理等の定めを、原則としてそのまま踏襲しているため、本会計基準の適用により、原則として新たな会計処理又は表示方法の採用が強制されることはないが、本会計基準第 9 項の定めにより、被投資会社の会計処理の原則及び手続を投資会社と統一するために変更する場合は、会計基準の変更に伴う会計方針の変更にあたることに留意が必要である（本会計基準第 28 項）。

以 上